平成２２年（フ）第１７３１号
京都市右京区龍安寺五反田町７番地
債務者　大西　康信
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４９号
京都市上京区千本通下立売下る小山町890番地　ＳＡＫＩＺＯ千丸ビル302号室、住民票上の住所大津市別保３丁目５番Ａ―206号
市営住宅
債務者　松本　暢宏
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１０号
京都市南区吉祥院高畑町83番地
債務者　髙田　美幸
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１９号
京都市左京区高野西開町15番地　にしきマンション302
債務者　木村　直美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４７号
京都市山科区日ノ岡堤谷町10番地20　ジュネス東條101
債務者　吉田　賢司
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
京都府亀岡市大井町並河２丁目16番７号　グリーンハイツＰａｒｔⅠ　219号室、住民票上の住所京都府南丹市日吉町胡麻ミロク87番地１
債務者　寺村久仁美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
兵庫県姫路市書写47番地２、従前の住所兵庫県姫路市御立中５丁目８番15号
債務者　川上　康弘
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４０号
兵庫県姫路市香寺町須加院362番地１
債務者　上月　孝文
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８０４号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住１―801号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口180番地　レオパレスもとやしき102号
債務者　杉本　直美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４９７号
広島市南区翠５丁目17番２―506号
債務者　廣川　　希
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５３号
福岡市博多区築港本町９番６―306号
債務者　小林　素政
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４１号
福岡県春日市桜ヶ丘５丁目35番地２ビバリーハウス桜ヶ丘Ⅲ203号
債務者　神田　里枝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２１号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府966番地６
債務者　山内　年昭
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３３７号
福岡県大野城市上大利３丁目８番20号　Ａ―101号
債務者　野田　君江
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４６号
福岡市早良区田村４丁目５番６―404号
債務者　鬼木　順二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６４号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬14番304号
債務者　川崎　芳隆（旧姓長尾・正司）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６５号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬14番304号
債務者　川崎　恵子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部